

第 1 回 富士川町小中学校のあり方懇話会

令和元年 8 月 2 0 日 (火)
午後 7 時 3 0 分～
町教育文化会館 3 階会議室

【 次 第 】

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 富士川町小中学校のあり方懇話会設置要綱について
- 5 会長及び副会長の選任
- 6 協議事項
 - (1) 富士川町小中学校のあり方懇話会及びこれまでの経過について
 - (2) 富士川町小中学校の適正規模・適正配置について
 - (3) 意見交換
- 7 その他
- 8 閉 会

富士川町小中学校のあり方懇話会委員名簿

(順不同)

	所 属	氏 名	備 考
1	小中学校のあり方検討会会長	尾 崎 源 武	学識経験者
2	小中学校のあり方検討会副会長	山 下 政 巳	
3	元教育長	大 森 浩 文	
4	元教育長	堀 口 広 秋	
5	最勝寺区長	山 本 幸	地区の代表
6	天神中條区長	山 村 新 一	
7	長澤区長	山 本 孝 夫	
8	穂積区長	井 上 修	
9	鰺沢中区長	原 田 敏 彦	
10	中部区長	齋 藤 和 彦	
11	増穂小学校校長	樋 口 和 仁	各小中学校長
12	増穂南小学校校長	二 宮 洋	
13	鰺沢小学校校長	大 木 良 仁	
14	増穂中学校校長	石 井 泉	
15	鰺沢中学校校長	伊 藤 正 人	
16	増穂小学校PTA会長	田 中 修	各学校PTAの代表
17	増穂南小学校PTA会長	井 上 文 広	
18	鰺沢小学校PTA会長	海 野 真 裕	
19	増穂中学校PTA会長	杉 茂	
20	鰺沢中学校PTA会長	坂 本 貢	
21	町立保育所連合会長(第2保育所)	深 澤 和 範	保育所及び幼稚園の保護者代表
22	峡南幼稚園父の会会長	小 野 圭	

富士川町小中学校のあり方懇話会設置要綱

(設置)

第1条 第2次富士川町学校規模適正化基本方針を策定するにあたり、保護者、地域住民、学校関係者等の意見を的確に把握し、反映させるため、富士川町小中学校のあり方懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項についての意見等を教育長に報告するものとする。

- (1) 小中学校の今後の教育制度、適正規模及び配置に関すること。
- (2) その他教育長が必要であると認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地区の代表
- (3) 各小中学校長
- (4) 各学校PTAの代表
- (5) 保育所及び幼稚園の保護者代表
- (6) その他教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による報告の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、懇話会を公開により行うことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後最初に開かれる懇話会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

富士川町小中学校のあり方懇話会について

本町では、児童生徒数の減少により学校の小規模化が進んでおり、教育環境や教育効果への影響が懸念される中、小中学校におけるより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るため、平成25年に「富士川町学校規模適正化基本方針」を策定したところであります。

しかしながら、この基本方針は策定から既に5年以上が経過しており、学校の現状や児童生徒数の見込み等についても変化してきております。

こうしたことから、富士川町教育委員会では昨年11月、本町の小中学生にとって望ましい教育環境を整備する意味で、富士川町の小中学校のあり方(適正な学校規模・適正配置・教育制度)について検討を行うため、町内の元学校長経験者を委員とした「富士川町小中学校のあり方検討会」を設置し、全5回にわたり検討をしていただき、本年3月に提言書として富士川町教育委員会に提出していただきました。

富士川町教育委員会では、この提言書を基に保護者、学校関係者、地域の方等を委員とした「富士川町小中学校のあり方懇話会」を設置し、幅広い方々からの意見を参考にしながら、今後の町内小中学校の適正な規模等の指針となる「第2次富士川町学校規模適正化基本方針」を策定することといたしました。

参考

◆富士川町学校規模適正化基本方針（平成25年6月策定）

【基本方針】

適正規模については、1学年1学級を下限とする

【学校の適正配置】

増穂西小学校は、増穂小学校に、鰍沢中部小学校は、鰍沢小学校にそれぞれ統合することとし、増穂南小学校は、少人数教育を必要とする児童の対応のため継続配置するものの、今後の児童数の推移によっては、統廃校等の検討を行う。

鰍沢小学校は、地理的な事情を勘案し、継続配置とする。

中学校においては、当分の間は現状での配置を継続する。

富士川町立小中学校のこれまでの経過

平成22年	3月 8日	増穂町、鰍沢町合併
	3月31日	<u>五開小学校統廃合</u>
平成24年	7月11日	富士川町学校適正規模・配置検討委員会の設置(全5回開催)
平成25年	3月25日	検討委員会から教育委員会へ答申
	4月～6月	定例教育委員会 学校適正化基本方針の検討・取りまとめ
	6月～9月	町議会学校適正配置等調査研究特別委員会設置(5回開催)
	7月・8月	保護者(鰍沢中部小・西小)・地区説明会(平林区・中部区)
	8月15日	教育委員会で学校適正化基本方針最終決定・町長へ報告
	9月	町で地区懇談会を開催(平林区・中部区)
	10月	統合時期について町の方針決定
		鰍沢中部小学校 平成26年3月31日閉校
		増穂西小学校 平成27年3月31日閉校
	11月 6日	町議会臨時会 鰍沢中部小閉校に伴う条例改正・補正予算可決
平成26年	3月31日	<u>鰍沢中部小学校閉校 鰍沢小学校へ統合</u>
	10月15日	町議会臨時会 増穂西小閉校に伴う条例改正・補正予算可決
平成27年	3月31日	<u>増穂西小学校閉校 増穂小学校へ統合</u>
	6月	町議会定例会一般質問(鰍沢中学校について)
平成29年	6月	町議会定例会一般質問(鰍沢中学校の存続について)
平成30年	6月	町議会定例会一般質問(学校の再編について)
	9月25日	町総合教育会議で今後の富士川町教育のあり方について議論
	11月19日	富士川町小中学校のあり方検討会設置(全5回開催)
平成31年	3月22日	富士川町小中学校のあり方基本方針提言書 提出
	3月～7月	富士川町教育委員会定例会・臨時会で提言書の内容協議
令和 元年	6月	町議会定例会一般質問(学校の再編について)
令和 元年	8月20日	富士川町小中学校のあり方懇話会設置

富士川町小中学校の適正規模・適正配置について

I 富士川町の小中学校の現状

(1) 町内小中学校の児童生徒数

	平成 22 年度	令和元年度	差
小学校	891 人	672 人	△ 219 人
中学校	482 人	365 人	△ 117 人
合 計	1,373 人	1,037 人	△ 336 人

(各年度 4 月 1 日現在)

今後の小学校の児童数は、引き続き減少傾向が続き、5 年後の令和 6 年度には現在と比較すると、140 人が減少し、532 人となることが推計されます。

また、中学校においては一時的に生徒数が増加するものの、令和 4 年度からは減少傾向が続き、令和 7 年度からは 300 人を下回っていくことが推計されます。

(2) 学校規模

町内小中学校を国が法令等において示す学校規模で分類すると、次の表のように分類されます。

区 分	学校規模	学校名
過大規模校	31 学級以上	—
大規模校	小学校及び中学校 19～30 学級	増穂小（19 学級）
標準規模校 (学校教育法施行規則 第 41 条・第 79 条)	小学校及び中学校 12～18 学級	—
小規模校	小学校 6～11 学級 中学校 3～11 学級	鯉沢小（6 学級） 増穂中（11 学級） 鯉沢中（3 学級）
過小規模校	小学校 1～5 学級 中学校 1～2 学級	増穂南小（4 学級）

※「公立小中学校の国庫負担事業認定申請の手引」による

(3) 通学距離・通学時間

国で示す適正な通学距離は、小学校で概ね4 km、中学校で概ね6 km以内とし、また、通学時間については、概ね1時間以内を目安としている。

これを基に本町の小中学校をみると、遠距離通学となる児童生徒に対しては、スクールバスの運行により通学の負担軽減を図り、全ての小中学校において適正であると考えられます。

(4) 学校施設整備の状況

学校の施設整備については、全ての学校においてI s 値（耐震指標）の基準を満たしていますが、既に建築から約40年～50年を経過しており、今後は老朽化による大規模改修等の施設整備を計画的に進めていく必要があります。

Ⅱ 目指す児童生徒像について

- ふるさと富士川町に誇りと愛着を持つ児童生徒
- たくましい心身と確かな学力を備える児童生徒
- 互いを思いやり、豊かな人間関係を築くことができる児童生徒
- 豊かなコミュニケーション能力を備え、変化の激しい社会の中で切磋琢磨し、生き抜く力を持つ児童生徒

Ⅲ 小中連携教育のあり方について

小学校から中学校への円滑な接続を目指す小中連携教育には、修業年限を9年間とした義務教育学校やそれぞれの小学校・中学校が一貫した教育を施す小中一貫型小中学校といった学校形態があります。これらの小中連携教育は、小中学校の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、中1ギャップの緩和や継続的な児童生徒に対する指導を行うことができるなどのメリットがあります。

〈方針〉

富士川町においては、既に分離型による小中連携教育を中学校単位で推進していることや小中学校の実態を考慮し、現状の教育制度による小中連携教育を推進していくこととする。

Ⅳ 適正規模・適正配置について

小規模校においては、児童生徒、教職員、保護者を含めて互いの結びつきが深くなり、児童生徒の個性や能力に応じた丁寧な指導や家庭的な人間関係を形成しやすく、その特色を生かしたきめ細かな教育の推進が期待できるメリットがあります。

一方、学校の小規模化が進むと生活面、学習面等において、次のような課題が想定され、教育環境への影響が懸念されます。

- ・人間関係や相互の評価が固定化されやすく、いじめなどの問題が生じた場合に、後年まで影響が残りやすい。
- ・多様な考えや意見を出し合い、互いに学び合う側面が弱い。
- ・集団活動の機会が少なく、社会性の醸成が図りにくい。
- ・部活動等の活動が限定され、選択の幅が狭まる。
- ・教員の配置数が少なくなるため、効率的な教育活動や学校運営に支障をきたす側面がある。

◇富士川町における望ましい学校規模・適正配置

(1) 学校の適正規模

小規模であることのメリットを最大限に生かし、デメリットを緩和していくことも考えられますが、富士川町としての望ましい学校の適正規模については、小学校においては地理的要因や地域の特性を考慮し、また中学校においては協調性や社会性を育む必要性があることから次のとおりとします。

〈小学校〉 1 学年 1 学級を下限とする。

〈中学校〉 1 学年 2 学級を下限とする。

(2) 学校の適正配置

富士川町の小中学校においては、国が示す適正な通学距離の範囲内にあり、また遠距離通学者に対してはスクールバスを運行していることから、学校の適正配置については、次のとおりとします。

〈小学校〉 概ね 4 km 以内とする。

〈中学校〉 概ね 6 km 以内とする。

〈方針〉

(1) 小学校

増穂小学校及び鰍沢小学校は、地域性や通学距離・時間を考慮し、継続配置し、それぞれの特性を生かし、子どもたちにとってより良い教育活動を推進していくこととする。

増穂南小学校は、地域と一体化したコミュニティスクールであり、少人数教育を必要とする児童のためにも継続配置し、更なる教育活動を推進していくこととする。

(2) 中学校

中学校においては、多様な人間関係を築きながら切磋琢磨し、協調性や社会性を育む機会が確保できる教育環境を整備する必要があることから、増穂中学校と鰺沢中学校を再編(統合)し、両校の歴史や伝統を併せ持つ新たな学校として設置することとする。

V 学校の適正配置に伴う配慮

- ・中学校を再編(統合)する場合には、新たな学校での生活に適應できるよう、再編前に学校間で事前交流を実施するなど、子どもたちに精神的な不安や動揺を生じさせないように配慮する。
- ・中学校を再編(統合)する場合には、新たな中学校を中心としたさらなる小中連携教育を推進していく。
- ・中学校の再編(統合)の時期については、令和4年度以降の生徒数の減少状況を考慮し、慎重に検討していく。
- ・中学校の再編(統合)をする場合の新たな学校の位置は、生徒の通学距離・時間を考慮し、決定していく。